

令和7年度 第3回 石狩市子ども・子育て会議 議事録

日 時 令和8年3月 12日(木) 14時00分～14時45分

場 所 石狩市役所 3階 庁議室

出席者 委員:12名 事務局:6名 合計18名

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
会長	吾田 富士子	出席	委員	向田 久美	出席
副会長	高坂 淳	出席	委員	新田 大志	出席
委員	宮森 明美	出席	委員	和田 照秀	出席
委員	前田 大成	出席	委員	山根 真理	出席
委員	齋藤 則子	出席	委員	新岡 好美	出席
委員	早川 久夫	出席	委員	大久保 竜也	出席

事務局	所属氏名		所属氏名	
	子育て推進部長	田村 奈緒美	子ども家庭課長	高井 史朗
	子ども政策課長	青木 祐一郎	子ども家庭課主査	田中 光枝
	子ども政策課主査	瀧坪 真里依		
	子ども政策課主事	麻柄 周平		

傍聴者 0名

次第

1. 開会

- (1)委嘱状交付
- (2)子育て推進部長あいさつ
- (3)石狩市子ども・子育て会議について
- (4)委員自己紹介
- (5)事務局紹介
- (6)会長・副会長選出
- (7)会議の運営について

2. 諮問書手交

3. 議題

- (1)乳児等通園支援事業の実施事業者にかかる認可及び確認について(諮問)
- (2)教育・保育施設の利用定員の変更について(報告)

4. 答申

5. その他

6. 閉会

【1. 開会】

○事務局 青木課長

皆様、こんにちは。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、これより令和 7 年度第 3 回石狩市子ども・子育て会議を開催いたします。第 3 回目は新たな委員での会議開催となります。後ほど皆様には自己紹介をしていただきます。

本日の会議は 1 時間程度を予定しております。よろしくお願いいたします。会長の選出までの間、進行を務めさせていただきます、子ども政策課長の青木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは始めに、会議の出席状況をご報告いたします。本日は委員 12 名全員出席という形でございます。石狩市子ども・子育て会議条例第 5 条第 2 項の規定により、委員の半数以上が出席されておりますので、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日使用する資料について確認をいたします。

1 つ目が「次第」でございます。

2 つ目が「資料 1 乳児等通園支援事業の実施事業者に係る認可及び確認について」。

3 つ目が「資料 2 石狩市乳児等通園支援事業許可申請事業所一覧」。

4 つ目が「資料 3 乳児等通園支援事業認可基準適合調書」。

5 つ目が「資料 4 石狩市乳児等通園支援事業許可申請事業所一覧」。

6 つ目が「資料 5 教育・保育施設の利用定員の変更について」。

7 つ目が「参考資料 令和 7 年度試行事業 石狩市子ども誰でも通園制度について」でございます。

また、お手元に昨年 4 月に施行された「こどもの権利条例」の小さい缶バッジをお配りしております。併せて、その推進計画であります「第二期石狩市子どもビジョン」も配布しております。このビジョンにつきましては、会議の際に使用することもございますので、目を通していただければと思います。ご持参いただきたいときには、会議案内時にご連絡をいたします。

資料の不足等はございませんでしょうか。

また、議事録の作成にあたりましては、議事録作成システムというものを使用しております。発言いただく場合は、必ずお近くのマイクを使って、なるべくゆっくりとご発言いただけますよう、ご協力の程お願いいたします。

(1)委嘱状交付

○事務局 青木課長

次に、委員の委嘱状の交付につきましては、会議の時間の関係上、席上にお配りをさせていただいております。ご了承いただきますようお願いいたします。任期は本年 3 月 1 日から令和 11 年の 2 月 28 日までの 3 年間という形でございます。よろしくお願いいたします。

次に、子育て推進部長よりご挨拶を申し上げます。

(2)子育て推進部長あいさつ

○事務局 田村部長

皆さん、こんにちは。今回は、委嘱後、初めての皆さんの会議となります。前回の委嘱期間につきましては、こどもビジョンであったり、こどもの権利条例であったりという、石狩市のこども施策の根幹となるものについて審議を頂戴しておりました。出来上がったものが、今回新しく委員になられる皆さんのお手元に配られております。こちらに基づいてこの会議を進めて参りますので、お時間のある時にお目通しいただければ幸いです。

石狩市は「こどもまんなかまちづくり」というものを施策の柱に掲げておりまして、こども施策に力を入れて取り組んでおります。それを進めるための機動力となるのがこの会議となっておりますので、皆さんの忌憚ないご意見をぜひお出しいただきまして、施策のほうに反映して参りたいと思います。これから 3 年間、どうぞよろしくお願いいたします。

(3)石狩市子ども・子育て会議について

○事務局 青木課長

次に、本会議の役割などについて簡単にご説明をさせていただきます。

本会議は、平成 27 年度から実施されております子ども・子育て支援法に規定され、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関として設置するもので、教育・保育分野の関係者や子育て当事者などで構成する審議会となっております。

この会議では、主に子育て支援に関する石狩市こどもビジョンに基づく事業の推進と進捗状況の確認ということをご予定しているところでございます。

本会議には大きく分けて 3 つの重要な役割がございまして、1 つ目はお手元のこどもビジョンを作ったり変更したりする際や、子育て支援事業を実施する際に、皆様のご意見をお聞きするということでございます。現場の実情ですとか、保護者のニーズに合った計画や事業になっているかということをご助言いただきます。

2 つ目が、石狩市の子ども・子育て支援に関する施策が総合的かつ計画的に進められているかについて、調査、審議するというところでございます。必要な施策が足りているか、実施状況は適切かななどを話し合ってください。

3 つ目が、こどもビジョンの進捗状況の確認です。こどもビジョンは石狩市こども計画と石狩市こどもの権利推進計画が内包された計画というところでございまして、計画を作って終わりということではございません。毎年度計画通り進んでいるのか、成果が出ているのかということをご点検評価して、必要に応じて見直しを行っていただくという、進行管理の役割を担っていただきます。

この会議の内容につきまして、現時点で何かご質問等はございますでしょうか。

それでは、自己紹介に移りたいと思います。恐れ入りますが、一番近い委員から時計回りで、所属とお名前をお願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

(4)委員自己紹介

○新岡委員

公募委員として参加させていただきます、新岡と申します。よろしくお願いいたします。

○大久保委員

公募委員として参加させていただく大久保と申します。よろしくお願いいたします。

○山根委員

保護者枠として参加させていただいております、山根です。小学校 2 年生の娘がいます。よろしくお願いいたします。

○和田委員

私も子どもの保護者枠として参加させていただいております、和田と申します。小学校 6 年生になる娘と 4 年生になる娘と、4 月から年長さんになる息子がいます。よろしくお願いいたします。

○齋藤委員

子育て支援ワーカーズぽけっとママの齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

○前田委員

皆様こんにちは。石狩市私立認定こども園振興会から参りました前田と申します。私の所属としては学校法人高陽学園 認定こども園ミナクル幼稚園から参りました。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○宮森委員

子ども相談センターの宮森です。今、保健師として働いていますが、4 月からは心理師として働く予定です。よろしくお願いいたします。

○向田委員

皆様、こんにちは。一般社団法人アクトスポーツプロジェクトの向田と申します。ふれあいの杜子ども館の指定管理を受けさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高坂委員

こんにちは。石狩市保育所連絡協議会、認定こども園ひかりのいしかり園長の高坂と申します。よろしくよろしくお願いいたします。

○吾田委員

藤女子大学のウェルビーイング学部の子ども教育学科に勤務しております吾田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○新田委員

NPO 法人ジェルメ・まるしえの代表をしており、石狩市の業務委託を受けて、不登校・ひきこもり支援を行う、いしかりひきこもりサポートセンター「相談室まるしえ」というところで、代表兼相談員をしております、新田と申します。よろしくお願いいたします。

○早川委員

みなさんこんにちは。石狩市校長会の代表として参加させていただいております、紅南小学校の早川と申します。よろしくお願いいたします。

(5)事務局紹介

○事務局 青木課長

ありがとうございます。続きまして、本日出席しております事務局の紹介をいたします。

○事務局 田村部長

改めまして、子育て推進部長の田村と申します。よろしくお願いいたします。私の方から事務局職員を順次紹介させていただきます。主にこの会議の担当をしております、子ども政策課長の青木でございます。担当者の瀧坪です。担当の麻柄です。案件によりまして、この会議に参加させていただきます、子ども家庭課長の高井です。担当者の田中です。以上です。よろしくお願いいたします。

(6)会長・副会長選出

○事務局 青木課長

続きまして、会長、副会長の選出に参ります。子ども・子育て会議第4条第1項により、委員の互選により定めるとありますが、どなたかご提案ございますでしょうか。

○早川委員

会長は引き続き藤女子大学の吾田委員にお願いしてはいかがかと思えます。また、副会長につきましては、事務局一任でよいのではないかと思います。皆さんいかがでしょうか。

○事務局 青木課長

ありがとうございます。それでは吾田委員に会長を、そして事務局提案ということで、副会長の方は高坂委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。皆様、よろしいでしょうか。

(拍手等)

ありがとうございます。それではご承認いただけましたので、会長には吾田様、副会長には高坂様にお願いをいたします。それでは吾田会長より一言ご挨拶いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○吾田会長

皆様、これから3年間よろしくお願いいたします。この会議の中心にいるのは、いつも見えませんが、石狩のこどもたちと、こどもたちを支える保護者の皆さん、そしてその保護者の皆さんを支える教員、保育者や様々な専門職の方たちだと思っております。その皆さんが幸せでなければこどもは幸せではない

ので、そのことを常に頭の中に描きながら、この案件について考えていただくと、きっといい答えが出るかなと思います。どうぞ皆様、忌憚のないご意見をよろしく願います。

(7)会議の運営について

○事務局 青木課長

ありがとうございます。続きまして、本会議の運営に関しまして、あらかじめ確認しておきたい事項がございます。

まず、当会議は原則公開といたしまして、誰でも傍聴できる形で開催し、議事録につきましては事務局で作成ののち、ホームページに掲載し公開するという運びで考えてございます。会場にいくつかマイクを設置してございます。議事録作成に当たりましては、会議の内容を毎回録音させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

録音を基に議事録を起こしまして、その後、内容の確認・確定という流れになります。その確認方法につきまして、出席者全員の皆様から確認を得る、あるいは出席者の代表を決めてその方の確認を得る。確認を得た議事録を会長の署名、もしくは会長と委員など複数の署名をもって確定するのか、などといった方法がございます。

事務局といたしましては、各委員のご発言も記録されますので、出席者全員の確認を得たのち、会長のご署名をもって確定していくという形で考えてございますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは議事録の取り扱いにつきましては、事務局提案の通りとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、本日の審議案件について、審議会に諮問という形で諮問いたします。本日、加藤市長が公務で不在の為、部長の田村より代読させていただきます。

【2. 諮問書手交】

○事務局 田村部長

石狩市子ども・子育て会議 会長 吾田富士子様。石狩市子ども・子育て会議条例第2条第3項の規定に基づく諮問について、下記の通り貴会議の意見を求めます。諮問案件1、乳児等通園支援事業の実施業者に係る認可及び確認について。以上でございます。よろしくお願いいたします。

【3. 議題】

○吾田会長

それでは、議題の(1)「乳児等通園支援事業の実施事業者にかかる認可及び確認について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 高井課長

改めまして、子ども家庭課長の高井と申します。私の方からご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的として実施するもので、本市においては、昨年5月に開催された子ども・子育て会議において、事業者の認可について妥当である旨の答申をいただき、6月より市内の7つの事業所においてモデル事業としてスタートしました。お手元に配付の参考資料をご覧ください。

こちらは、令和7年度の実施概要になります。こども誰でも通園制度は、お子さんへのメリットとして、集団保育を通して、同年代の子と遊んだり、ご家庭以外の人と関わる機会が得られます。

また、保護者の方へのメリットとして、忙しい育児の合間にリフレッシュの時間を持てたり、お子さんの発達に関し保育士等に相談することができます。利用対象は、石狩市民で認定こども園等の施設に通っていない0歳6か月から満3歳未満のお子さん、利用時間は、ひと月に10時間まで、利用料金は、1時間300円と定めています。

利用方法は、市に申請書を提出していただき、審査の上、要件を満たすと認められましたら認定通知書を交付します。実際の利用にあたっては、保護者の方と施設が利用の前に面談を行い、通園が可能となり

ましたら、予約の上、通園するという流れになります。裏面に、実施施設と利用内容について記載されていますので、ご確認ください。

続きまして、今回の諮問案件について説明いたします。資料 1 をご覧ください。

はじめに、実施事業者の「認可」についてです。児童福祉法により、市以外の事業者がこの事業を行うためには、市長の認可が必要となります。その際、子ども・子育て会議において、あらかじめご意見を伺うことが定められております。なお、認可の基準は市の条例に基づき審査いたします。

次に「確認」についてです。こちらは、子ども・子育て支援法により、事業者が給付費の支給対象となるために受ける手続きです。確認にあたっては、事業所ごとに「利用定員」を設定する必要があり、この定員を定める際にも、当会議においてご意見を伺うこととされております。

本日は、この事業者の「認可」と、利用定員の設定に係る「確認」についてお諮りいたします。

続きまして、今回の認可申請事業所について説明をいたします。資料 2 をご覧ください。

なお、先に送付させていただいた資料から、乳児室又はほふく室の面積及び保育室の面積について再精査し、数値を修正いたしました。申し訳ありませんが、本日配付の資料にてご確認ください。

令和8年度は、新規で4つの事業所から認可申請がありました。内訳は、全て幼保連携型認定こども園となっております。対象年齢は、社会福祉法人 いしかり福祉会 えるむの森認定こども園からえるむ認定こども園までの3園が0歳6か月から満3歳未満まで、学校法人 吉井学園 花川北陽認定こども園が1歳0か月から満3歳未満まで、開設予定日はそれぞれ令和8年4月1日を予定しています。このほか、申請者が予定している実施日、実施時間などはこの表で確認をいただきたいと思っております。

このあと、各申請者の認可基準について、ご確認いただきますが、ここで「こども誰でも通園制度」の実施方式と利用方式について、確認させていただきます。資料下段の表をご覧ください。この制度において、実施方式としては「一般型」と「余裕活用品型」の方式となります。「一般型」については、定員を別に設けて実施するもので、在園児と合同で実施するか、専用室を設けて実施するかで分かります。

また「余裕活用品型」については、各事業所の利用児童数が利用定員総数に満たない場合において、その定員の枠を活用して受け入れを行うものです。

また、利用方式については、3つの方式があり「定期利用」、定期的でない「柔軟利用」、また、定期利用と柔軟利用を組み合わせた「定期・柔軟利用」があります。各事業者においては、それぞれの運営状況に応じて事業内容を組み合わせ、申請されています。

それでは、これから資料 3 において、申請順に適合調書をご参照いただきまして、ご確認いただきます。各基準につきましては、それぞれの項目において説明をさせていただきます。

資料 3-1、社会福祉法人いしかり福祉会をご覧ください。実施施設名がえるむの森認定こども園。施設の所在地が花川東 93 番地 5 になります。一般型・在園児合同で、定期・柔軟利用となります。年齢・定員が生後 6 か月から満 3 歳未満まで 1 人となります。食事の提供はありません。

3 番目、職員の状況でございます。ここで、職員の配置基準について説明いたします。

職員配置基準につきましては、0 歳の乳児はおおむね 3 人につき職員が 1 人以上、満 1 歳以上 3 歳未満の幼児はおおむね 6 人につき 1 人以上とし、その内半数以上は保育士としております。また、一般型の乳児等通園支援事業所は、配置人数について 2 人を下回ることができないとされております。

なお、申請者の受け入れ年齢は生後 6 か月から満 3 歳未満の間で 1 人となっておりますけれども、本調書におきましては、このうち一番厳しい基準であります 0 歳児の配置基準を用いて確認をしております。以降、学校法人福井学園を除く各申請者についても同様の扱いとしておりますので、予めご了承くださいと思います。

職員体制につきまして、専任職員が 1 人、保育士となっております。ここでは専任職員が 1 人となっております。配置基準の 2 人以上という基準を満たしていませんが、調書の下段にあります例外規定をご覧くださいと思います。

①では、認定こども園などと一体的に運営していて、いざというときにほかの保育士のサポートを受けられるという場合になります。ただし、この場合、1 人だけ配置する専任職員は必ず保育士でなければならないとされております。②では、預かるこどもが 3 人以下と少なく、保育園などの保育室の中で一緒に過ごし、保育園の保育士のサポートを受けられる場合となります。

本ケースについては、この例外規定の①、②いずれにも該当するため、基準に適合しているということになります。また、職員配置基準 0.3 人に対して 1 人の職員体制となりますので、配置基準を上回っており、基準に適合するものと認められます。

続きまして 4 番目、施設の状況でございます。

設備の基準に係る施設の構造については、乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室を 2 階に設ける場合に、耐火建築物または準耐火建築物となっている他、条例で規定する消火用及び避難用の設備が設け

られることとしております。本施設の乳児室等については1階となっているため、この基準については非該当となります。

次に、面積基準でございますが、乳児室の面積は1人につき1.65㎡以上、ほふく室の面積は3.3㎡以上、保育室または遊戯室の面積は1.98㎡以上であることとしております。ここで、乳児室とほふく室は、利用児童によっては一体的に運用するという想定も考えられますことから、こちらも面積基準の大きい方に合わせて0歳児・1歳児の基準を3.3㎡としております。

ここでは利用する乳児室等が146.65㎡で、合同実施を含めた定員23人で割ると1人当たり6.38㎡となり、基準の3.3㎡を上回っており、適合しているものと認められます。

5番目、事業の運営についての重要事項、安全計画に関する規定でございます。

本事業の運営にあたっては、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないこと。また、職員に対し安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければならないこと。また、保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知しなければならないことを条例施行規則において規定しています。この基準については、申請者から提出がありました安全計画及び避難訓練・消火訓練年間計画の内容を確認し、基準に適合しているものと認められます。

以上、社会福祉法人いしかり福祉会えるむの森認定こども園の調書の内容となります。

続きまして、資料3-2をご覧ください。社会福祉法人石狩遊育会でございます。

実施施設が認定こども園くるみ保育園、所在地が八幡1丁目433番地14になります。余裕活用型で定期・柔軟利用、生後6か月から満3歳未満まで2人、食事の提供があるということになります。

職員の状況でございます。職員体制につきましては、専任職員が2人、1名が保育士となります。こちら余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、各施設及び事業所の設備及び運営に関する基準によるものとされております。これによります職員配置基準については、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上となります。職員配置基準につきましては、こちら0.7人に対し2人の職員体制となりますので、配置基準を上回っており、基準に適合すると認められます。

続きまして、施設の状況でございます。本施設の乳児室等については1階となっておりますため、この基準については非該当となります。次に、面積基準については、利用する乳児室等が44.80㎡で、これを定員6人で割りますと1人当たり7.47㎡となり、基準の3.3㎡を上回っており、適合しているものと認められます。

5番目の重要事項に関する規定につきましては、安全基準については申請者から提出がありました安全計画等により確認しておりまして、その内容において基準に適合しているものと認められます。

以上、社会福祉法人石狩遊育会の調書の内容となります。

続きまして、資料3-3、社会福祉法人いしかり福祉会でございます。

実施施設名がえるむ認定こども園。所在地が花川北2条5丁目63番地になります。一般型・在園児合同で定期・柔軟利用となります。生後6か月から満3歳未満のお子さんが定員1人ということになっております。食事の提供はございません。

職員の状況につきましては、職員体制1人で保育士となります。こちら資料3-1のケースと同様、専任職員が1人となっております。配置人数2人以上という基準を満たしておりませんが、本ケースにつきましても、先ほど確認した例外規定①、②いずれにも該当するため、基準に適合しております。また、職員配置基準0.3人に対し1人の職員体制となりますので、配置基準を上回っており、基準に適合するものと認められます。

施設の状況でございます。本施設の保育室については1階部分となっているため、この基準については非該当となります。次に、面積基準については、利用する乳児室等が115.51㎡で、合同実施を含めた定員23人で割りますと1人あたり5.02㎡となり、基準の3.3㎡を上回っており、適合しているものと認められます。

次に、重要事項に関する規定につきましては、こちらの安全基準につきましては、申請者から提出がありました安全計画等により確認しております。その内容において、基準に適合しているものと認められます。

以上、社会福祉法人いしかり福祉会えるむ認定こども園の調書の内容となります。

続きまして、資料3-4、学校法人吉井学園となります。

実施施設名が花川北陽認定こども園、所在地が花川北4条3丁目5番地となります。こちら余裕活用型の定期利用となります。受け入れる年齢と定員につきましては、この申請者につきましては、年齢区

分それぞれにお一人ずつという形になります。0 歳児 1 人、1 歳児 1 人、2 歳児が 1 人という形になります。食事の提供はございません。

職員の状況につきましては、職員体制兼任職員が 7 人となりまして、うち 6 名が保育士となります。実施方式につきましては余裕活用型乳児等通園支援事業となりますが、先ほど確認した通り、職員の基準は一般型と同様のものとなります。申請者の職員体制については、兼任職員 7 人のうちから利用状況に応じて職員を配置することとしておりまして、配置基準を上回り、基準に適合するものと認められます。

続きまして、施設の状況です。本施設の乳児室等については 1 階部分となっているため、この基準については非該当となります。次に、面積基準については、0 歳児及び 1 歳児が利用する乳児室等が 36.90 m²で、合同実施を含めた 11 人で割ると 1 人当たり 3.35 m²となります。また、2 歳児が利用する保育室は 38.88 m²で、定員 9 人で割ると 1 人当たり 4.32 m²となります。それぞれ面積基準を上回っており、適合しているものと認められます。

重要事項に関する規定につきましては、こちらの安全基準においては、申請者から提出がありました安全計画等により確認し、その内容において基準に適合しているものと認められます。

以上、学校法人吉井学園の調書となります。

続きまして、乳児等通園支援給付費の支給事業者の確認に係る利用定員の設定についてでございます。資料 4 をご覧ください。

本件については、令和 8 年度の新規認可申請分に加えて、令和 7 年度に既に申請済みの事業所についても、制度上、利用定員の設定について確認が必要となることから、双方対象として整理したものでございます。

利用定員の設定については、各事業所において保育士等の職員体制、乳児室等の面積基準といった国の基準に基づき、受け入れ可能な範囲で定員を申請しております。市においても提出されました申請内容を確認したところ、いずれの事業所も職員配置あるいは施設基準に照らして妥当であると判断しております。従いまして、市としては、事業所が申請した通りの利用定員で設定したいと考えております。

乳児等通園支援事業の実施事業者に係る認可及び確認についての説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○吾田会長

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました内容について、ご意見や質問がありましたら、遠慮なくおっしゃってください。大丈夫ですかね。

一応、数字とか書類に基づいて、適合しているかどうかという判断をなさってはおりますので、問題はないかなと思うんですけども、実際目にすることもできないので、何でもご意見あったら遠慮なく、していただければと思います。大丈夫ですかね。

では、そういうことで、特に意見はございませんでしたので、皆さんで確認をしましたということになります。ありがとうございます。

それでは、市の原案に基づいて妥当であるという判断でよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、そのような内容で答申をしたいというふうに思います。

続いて、議題の(2)「教育・保育施設の利用定員の変更について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 田中主査

子ども家庭課の田中です。座ってご説明させていただきます。資料 5 をご覧ください。

教育・保育施設の利用定員の変更についてご説明いたします。市内の幼保連携型認定こども園 4 施設より利用定員を変更する申請がありましたのでご報告します。令和 8 年 4 月 1 日より 4 施設全体で 75 人減の申請内容となっております。保育認定の定員総数に増減はありませんが、教育認定、いわゆる幼稚園部の定員が全体で 75 人の減となっております。

各施設の内訳をご説明します。まず、花川南認定こども園は、園の実利用人員を踏まえ、1 号認定の利用定員を 75 人から 45 人減の 30 人に変更し、施設全体で 45 人減の 150 人に変更する申請内容となっております。

次に認定こども園くすみ保育園も同じく実利用人員を踏まえ、2 号定員を 21 人から 10 人減の 11 人に、1 号認定を 15 人から 5 人減の 10 人に変更し、施設全体で 15 人減の 30 人に変更する内容です。

続いて石狩仲よし認定こども園は、3 号認定のうち 1・2 歳児を 32 人から 2 人減の 30 人に、2 号定員を 49 人から 2 人増の 51 人に、1 号定員を 15 人から 5 人減の 10 人に変更し、施設全体で 5 人減の 100 人に変更する内容です。

最後に、花川マリア認定こども園は、3号認定のうち0歳児を5人から1人増の6人に、1・2歳児を14人から3人増の17人に、2号認定を21人から6人増の27人に、1号認定を45人から20人減の25人に変更し、施設全体で10人減の75人に変更する申請内容となっております。

私からの説明は以上です。

○吾田会長

ありがとうございます。実利用人員に基づいて増減をさせているということで、全体的に大きいこどもたちですね、1号認定のお子さんが減っていて、低年齢の子が若干増えているというような形になってございます。これについて質問、ご意見ございますかね。遠慮なく。大丈夫ですか。では、そういうことでしたら、この説明について、皆さんで承認をするという形でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

【4. 答申】

○吾田会長

それでは皆様、答申書案を配付します。皆さんで確認し、問題なければこの内容で答申します。

答申案を読み上げます。

令和8年3月12日付け石子政第713号で諮問のありました件につきまして、本会議において審議した結果、下記のとおり答申いたします。「1.乳児等通園支援事業の実施事業者にかかる認可及び確認について、標記事業の認可について、申請内容と各基準を照合し審査を行った結果、全ての申請者が設置基準を満たしているものと判断いたします。また、特定乳児等通園支援事業者の確認に係る利用定員の設定については、妥当であると認めます。」この内容でよろしければ、これを答申書としてまとめさせていただきます。よろしいですかね。それでは、後ほど、田村部長の方にこの答申をお渡しすることにしたいと思います。よろしく願います。

次に「5. その他」というのがありますけれども、何かありますでしょうか。

【5. その他】

○事務局 青木課長

長時間にわたりまして、ご議論いただきまして、ありがとうございました。次回の開催でございますけれども、夏頃を予定しております。近くなりましたら日程確認のご案内いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

【6. 閉会】

○吾田会長

ありがとうございます。最後に全体を通してなにかありましたら、ご発言いただけますかね。よろしいですかね。

今回から新しいメンバーでの開催でしたが、こちらの3人が前回からの引き続きで、石狩市のこどもビジョンを審議したメンバーなんですよ。あとは皆さん新しいメンバーですけれども、是非いっぱいお話しいただければなという風に思っております。次回夏ごろ楽しみにしていますので、お元気でそれまでお過ごしください。どうもありがとうございました。

令和8年4月10日 議事録確定

会長 吾田 富士子